

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会
合同定例会会議録

1. 日 時 平成31年3月29日(金) 午後1時25分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第6会議室

3. 会議次第

開 会 午後1時25分

開議宣告

会議録署名委員の指名 数田委員(南あわじ市) 宮崎委員(学校組合)

前回会議録の承認

議事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午後2時15分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

(教育長) 浅井伸行

(教育委員) 数田久美子、轟 孝博、岡 一秀、宮崎典弘

《学校組合》

(教育長) 浅井伸行

(教育委員) 狩野時夫、数田久美子、宮崎典弘

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 山見嘉啓、教育総務課長 中村尚之

学校教育課長 山川直樹、社会教育課長 福田龍八

青少年育成センター所長 永田加織

教育総務課課長補佐 板野あゆ美、教育総務課課長補佐 新地美里

6. 会議に付した事件及びその結果

《共通議案》

南あわじ市 議案第4号 南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

学校組合 議案第2号 南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

原案可決

《南あわじ市》

議案第5号 委員の嘱託について

原案可決

議案第6号 南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例施行規則の制定について

原案可決

開 会 午後 1 時 2 5 分

【浅井教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

【浅井教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、1 名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、数田委員をお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、宮崎委員をお願いいたします。

【浅井教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいております。

何かお気づきの点ございませんでしたか。

【浅井教育長】 ご意見がないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、この前回の会議録は、原案のとおり承認することに決定しました。

【浅井教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

人事異動については資料もありますので、後で説明もあるかと思っておりますので、ここでは触れずにおきます。

卒業式につきまして、委員の先生方にはそれぞれの学校に行ってください、ありがとうございました。小学校、中学校の卒業式だけではなく、高校の卒業式も 2 校行かせていただきました。それと毎年、成人式があり、小学校、中学校、高校、成人式と見ていると、南あわじ市、淡路島全体かもしれませんが、非常に落ち着いた雰囲気です。卒業式も成人式も行われていて、ある意味、すごいことかなと思っております。荒れる卒業式、成人式といった様子がニュース等で流れている中で、あれだけ厳粛に気持ちのこもった卒業式、成人式ができているというのは、非常に素晴らしいことで、ある意味で言えば、南あわじ市の教育というのは、淡路全体の教育力の高さが一つはそこに表れているのかなと思ひながら、卒業式、成人式を見させていただいております。それも皆様のおかげということで感謝しております。そういった卒業式が続けられるようにこれからも頑張っていきたいと思ひます。以上で「教育長報告」を終わらせていただきます。

【浅井教育長】 次に「議事」に移ります。

「議事」につきましては、南あわじ市教育委員会、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会の共通議案1件と、南あわじ市教育委員会単独議案2件を審議したいと思います。

まず、共通議案から審議したいと思います。

南あわじ市教育委員会議案第4号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします

提案理由の説明を求めます。

【中村課長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第4号、「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号、「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」、提案理由のご説明を申し上げます。

この規則の一部改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十年法律第百六十二号）第18条第8項に規定される「所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員」を事務局の事務分掌に定め、指定をするものです。なお、附則でこの規則の施行日を公布の日よりと定めております。

以上で、南あわじ市教育委員会議案第4号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号、「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則制定について」についての提案理由とさせていただきます。

慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【浅井教育長】 何かご質問等ございますか。

【浅井教育長】 ないようでしたら、これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第4号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第4号「南あわじ市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会議案第2号「南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決定されました。

次に、南あわじ市教育委員会議案第5号、「委員の委嘱について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【福田課長】 ただいま上程いただきました南あわじ市教育委員会議案第5号「委員の委嘱について」、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、公民館運営審議会委員でございます。この審議会につきましては、社会教育法第29条の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、南あわじ市連合自治会、また南あわじ市の文化団体よりご推薦をいただいております。なお、文化団体からのご推薦については、4月以降の会議で決定することになります。

次に、社会教育委員につきましては、社会教育法第15条の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、南あわじ市連合自治会からのご推薦、女性からの視点を入れるため働く婦人の家運営委員からのご推薦、学校教育関係者については小学校長会からのご推薦をいただいております。また社会教育には心の変容を捉えることが大事であるとの考えにより、教育委員会から臨床心理士に直接依頼をしております。

次に、文化財保護審議会委員でございます。こちらは文化財保護法第190条第1項の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、専門的な分野でありますので、本審議会からご推薦をいただき、教育委員会から直接依頼をしております。

次に、スポーツ推進審議会委員でございます。こちらは、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、設置しております。委員の選出は、旧4町の代表者、スポーツ推進委員会、体育協会、医学関係者、幼児教育関係者、小中学校関係者、スポーツ21関係者につきまして、それぞれ教育委員会から直接依頼をしております。

次に、図書館協議会委員でございます。こちらは、図書館法第14条の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、南あわじ市連合自治会からのご推薦をいただいております。また後日、社会教育委員、公民館運営審議会委員、学校関係者の方々にそれぞれ内部からご推薦いただく予定としております。

次に、働く婦人の家運営委員会委員でございます。こちらは、南あわじ市働く婦人の家条例第14条第1項の規定に基づき、設置しております。委員の選出につきましては、学識経験者、働く婦人又は勤労者家庭の主婦の代表を教育委員会から直接依頼しております。また教育委員会からも教育次長が委員として構成員となります。

各審議会、委員会の委員にご推薦いただいた方々は、いずれも十分な資質、見識を有しておられますので、それぞれの委員に委嘱したいと思います。なお、いずれの委員とも委嘱期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間でございます。

以上、南あわじ市教育委員会議案第5号、「委員の委嘱について」、慎重審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

【浅井教育長】 何かご質問等ございますか。

【浅井教育長】 ないようでしたら、これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第5号、「委員の委嘱について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第5号、「委員の委嘱について」は、原案のとおり決定されました。

次に、南あわじ市教育委員会議案第6号、「南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例施行規則の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【山見次長】 ただいま上程いただきました、南あわじ市教育委員会議案第6号「南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例施行規則の制定について」につきまして提案理由のご説明申し上げます。

先の第82回南あわじ市議会定例会におきまして議案第33号「南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例制定について」が3月25日に承認、可決されたことを受けまして、南あわじ市教育委員会にて条例施行規則を定めるものでございます。

この規則に基づき適正な管理運営を行い、ビーチバレーボール競技の発展に寄与するとともに、競技人口や観光交流人口の増加、地域活性化を目指したいと考えております。

なお、現在は基本コートが2面ですが来年度に6面のコートを整備し、計8面での運営を計画しております。東京2020オリンピック、パラリンピック大会のホスト・タウンの誘致や、すでに開催が決まっておりますワールドマスターズゲームス2021関西に備えたいと考えております。

以上で南あわじ市教育委員会議案第6号「南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例施行規則の制定について」につきましての説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【浅井教育長】 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございますか。

【浅井教育長】 ご意見がないようですので、これで質疑を終結します。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第6号「南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例施行規則の制定について」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【浅井教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第6号「南あわじ市慶野松原ビーチバレーコート条例施行規則の制定について」は、原案のとおり決定されました。

次に協議及び報告事項に移りたいと思います。

「協議及び報告事項」につきましては、お手元に資料を配付しております。

まず、「学校再編について」、事務局より説明をお願いします。

【山川課長】 学校再編の昨今の動きについて報告させていただきます。

全体としましては、再編に向けてロードマップの作成をしているところでございます。6月議会で小中学校の設置条例の一部改正、6月教育委員会で通学区域の一部改正を同時にする予定でございます。

各地区ですが、志知地区につきましては3月8日に学校の方に、両校の代表者を集めて準備委員会を開いております。その折に全体として統合本部会議というものが年間4回、それぞれ各校に部会を設けて進捗を図っていくということで協議ができております。第1回の統合本部会議を5月9日に行うということで来年度の統合に向けて準備を進めてまいります。

続いて沼島地区です。3月15日に市教委に両校の校長に来ていただいて打合せを行っております。来年度の小中一貫校のスタートに向けての打合せです。主なものとしては、英語、ICTについては力を入れてやっている、特色ある活動もできているのですが、これに教科担任制をもう少し明確にしていくことで小中一貫校として特徴を出していきたいということで、進めております。

次に倭文地区ですが、3月中に10カ所の防犯灯の設置工事が全て取り掛かれるということで話が進んでいます。スクールバスについては継続協議となっております。また先日、小学校のPTA会長が見えて「再編についてお世話になりました」とご挨拶をいただいております。以上でございます。

【浅井教育長】 何かご質問、ご意見ございますか。

【浅井教育長】 ご意見がないようでしたら、次に「学校開放について」、事務局より説明をお願いします。

【山見次長】 資料をご覧ください。子どもの遊び場づくり小学校校庭及び遊具開放事業という資料でございます。それでは報告事項2「学校開放」についてご説明をさせていただきます。この数年、毎年南あわじ市議会では小学校6年生らを学校の代表として意見発表や質問をする、南あわじ市子ども議会を開催しておりますが、子どもたちが身近なところで安心して遊べる公園の整備を望む声がかれまでも複数ありました。このことについて南あわじ市は、平成29年度に公園や広場の実態調査を行い、それをもとに市民

の憩いの場や子どもたちの遊び場としての環境を整備していくことを検討してきました。教育委員会としては、子どもたちにとって最も身近で地域の中心的存在である小学校の校庭を開放することを検討してきました。来年度より学校教育や社会体育等の利用団体に支障のない範囲で土曜、日曜、祝日の休日に市内の各小学校の校庭や屋外遊具を子どもたちの遊び場として開放していくことを計画しております。

なお、開放にあたっては原則として利用者がお互いに譲り合い、自己責任のもと利用することや、遊具利用の対象が小学生であることから幼児が利用する場合は保護者等の大人が見守ることとさせていただき、市民への周知または啓発としましては小学生の保護者への通知、また4月市広報誌への掲載、またホームページへの掲載を予定しております。

また、遊具の設置についても近隣の公園の廃止も考慮しまして、総合遊具の設置や老朽化している遊具の撤去または修繕を進めることとしております。以上で「学校開放について」のご報告とさせていただきます。

【中村課長】 学校開放に係る遊具整備につきまして追加で説明させていただきます。

平成31年度より5年計画で小学校の遊具整備を実施していきます。

まず31年度は賀集小学校に複合遊具コンビを新設すると共に倭文小学校と榎列小学校の老朽遊具を修繕・整備する目的で工事費予算23,100千円を計上しております。

子ども達の遊び場やふれあいの場として、安心安全な環境整備を進めていきたいと考えております。以上でございます。

【浅井教育長】 何かご質問、ご意見ございますか。

【浅井教育長】 土日の開放ということで、遊具の整備、新しいものを入れたり、古いものを修繕したりということで、5年間で整備していきますが、土日祝日だけではなく平日、子どもたちに使ってもらえる、そういう意味では公園以上に整備する意味があるのかなと考えております。

【浅井教育長】 ご意見がないようでしたら、次に「南あわじ市議会3月定例会一般質問の報告」、事務局より説明をお願いします。

【山見次長】 先の3月定例会での一般質問ということで非常に多くございまして、配布させていただいている資料に要点をまとめておりますので、ご確認をお願いいたします。以上です。

【浅井教育長】 次に「教職員の人事異動について」、事務局より説明をお願いします。

【山川課長】 (教職員人事異動について説明)

【浅井教育長】 この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

【浅井教育長】 特にないようですので、次に「教育委員会事務局職員の人事異動について」、事務局より説明をお願いします。

【中村課長】 (事務局職員の人事異動について説明)

【浅井教育長】 次に「当面の行事予定」について、事務局より説明をお願いします。

(担当課長より順次説明)

【浅井教育長】 事務局の説明が終わりました。

ご質問、ご意見等ございませんか。

続いて、「教育委員会後援名義使用許可状況」についてですが、また資料の方を見ていただけたらと思います。

【浅井教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。

何かございませんか。

【浅井教育長】 ないようですので、「その他」を終了します。

以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。これをもちまして、南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

閉 会 午後2時15分